

宿泊療養施設入所者への医療提供事業交付金

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金交付要綱が改正され、宿泊療養施設入所者への医療提供についても交付金支給の対象となりました。

1 診療例

新型コロナウイルス感染症により宿泊療養施設に入所している感染者の健康管理について、オンコール医師等に報告、相談した結果、病院搬送の必要はないが電話による健康観察及びオンコールによる相談では判断が十分にできないため医師による診察・治療が必要と判断した場合及び新型コロナウイルス感染症以外の症状の場合に往診または電話等診療を依頼します。

(想定される事例)

- 病院への搬送は必要ないが医師の診察又は治療の必要を認めた場合
(例) 経口摂取が十分できない、下痢の継続等病院搬送の基準は満たさないが注意が必要な症状を示していて、オンコールだけでは対応できない事例
- 施設で対応できない新型コロナウイルス感染症以外の症状の診察又は治療を行う場合
(例) 湿疹、蕁麻疹、外傷等治療や投薬が必要だが施設内の薬では対応できない事例
- ※ オンコールによる健康管理体制があるため、基本的に施設への往診を依頼する想定ですが、電話診療等で対応可能であれば電話診療等で依頼することがあります。

2 交付金の額

電話等診療	3,000 円
往診	15,000 円
訪問看護	8,280 円

※療養が終了となるまでの間、患者毎に1日につき1回に限り算定可。

3 診療の主な流れ

- ①宿泊療養施設の看護師による健康観察によって症状悪化や外傷等を確認。健康観察の内容についてオンコール医師等に相談し、オンコール医師等が医師の診察・治療の必要性を判断
- ②宿泊療養施設より医療機関リストを参照に患者の診療を依頼。受諾いただいた医療機関に患者の基礎情報・健康観察の経過を FAX し、往診の場合は訪問時間の調整等を実施、なお診療等に看護師が必要な場合は看護師とともに施設に往診してください。電話診療等であれば電話番号等を連絡。
- ③医療機関が診療を実施（以下往診の場合）
 - ・感染防護衣着脱エリアで感染防護衣を着衣し患者居室に移動
 - ・患者居室内で診察・治療（診察・治療に必要なものは持参してください。）
 - ・感染防護衣着脱エリアで感染防護衣を脱衣し、診察等で使った廃棄物を含め廃棄
- ④医療機関が往診結果を健康観察記録に記載。
 - ・院外処方をする場合、処方箋を施設に渡す。施設より薬局へ FAX し、受取方法等調整

- ・訪問看護が必要な場合、指示書の写しを施設に渡す。医師が指定した訪問看護ステーションに施設より指示書をFAXし、訪問時間等調整

⑤診療所見報告書（別紙様式）を県庁自宅待機対策チームに翌日までに提出

⑥薬局が電話等による服薬指導・薬剤配送を実施

- ・処方箋に基づき調剤し患者に電話で服薬指導。施設の職員に薬を手渡しする。

⑦訪問看護ステーションが宿泊療養施設を訪問し治療実施

- ・指示書に基づき、施設と訪問時間等を調整。患者居室で治療を実施

3 支払いの流れ

交付申請

医療機関から県へ下記の書類を提出してください。

必要書類	提出時期・方法	提出先
診察所見報告書 (別紙様式)	診療、往診を実施した 翌日までに FAX により 提出	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 自宅待機対策チーム TEL : 058-272-8506 FAX : 058-272-8510
交付申請書 (要綱 別記第1号 様式)	実績を月末締めでまと め、実施月の翌月15日 までに月ごとに郵送に より提出。 (例 : 1月実施分は2 月15日までに提出)	
診療報告書 (要綱 別紙)		
請求書 (要綱 第3号様式)		

交付決定通知

県から申請者へ文書（要綱別記第2号様式）により通知します。

支払い

交付申請がなされた月の概ね翌月末までに請求書に書かれた口座へ振り込み
ます。

4 診療に対するQ A

Q 1. 診療を依頼する医療機関はどこになるのか。また、往診の場合、医療機関はある程度固定されるのではないか

A 1. 診療は自宅療養者への医療提供事業の医療機関リストを活用して依頼します。
そのため、往診を依頼する場合は、どうしても宿泊療養施設の近くにある医療機関にお願いすることが多くなり、ある程度固定されることはありえます。しかし、診療可能時間、標榜科により近くの医療機関では対応できない場合もありますし、登録数が少ない地域もありますので、できる限り多くの医療機関にリストに登録いただきたいと思います。

Q 2. 往診し、点滴が必要となった場合など、施設の看護師に依頼できるか。訪看看護ステーションへの依頼は可能か。

A 2. 施設の看護師は入所者の健康観察、入退所等の業務も多く、往診時の処置等まで対応することは困難ですので、施設の看護師には依頼できないものとお考え下さい。
そのため、看護師が必要な場合は、医療機関の看護師をお連れいただくか、訪問看護ステーションの看護師にご依頼願います。

Q 3. 訪問看護ステーションの指定はあるか。どこの訪問看護ステーションを使ってもよいか。

A 3. どこの訪問看護ステーションを使っても構いません。自宅療養者への医療提供事業の訪問看護ステーションリストを適宜ご活用ください。
医療機関で連携している訪問看護ステーションがリストに登録していないのであれば、登録いただくよう勧めていただきたいと思います。

Q 4. 感染防護衣や診察器具、診療材料は施設の物を使用してよいか。使用后、廃棄物となるものは施設で廃棄は可能か。

A 4. 施設に備え付けてある感染防護衣を使用することは可能です。ただし、体温計とパルスオキシメーターを除き診察器具や診療材料は施設にはありませんので、診療器具等で必要なものは持ち込みでお願いします。また、脱衣後の感染防護衣などの廃棄物は施設で廃棄できます。
なお、診察等で使用したが廃棄しない診療器具などがありましたら、アルコール消毒をして患者エリア（レッドゾーン）から出すようにしてください。